

加工施設再編等緊急対策事業 実施要綱の制定について

〔 2 7 生 産 第 2 3 9 7 号
平 成 2 8 年 1 月 2 0 日
農林水産事務次官依命通知 〕

制 定 平成28年 1 月20日付け27生産第2397号

改正 令和 3 年 1 月28日付け 2 政統第1581号

最終改正 令和 3 年 3 月22日付け 2 政統第2293号

この度、加工施設再編等緊急対策事業について、別紙のとおり加工施設再編等緊急対策事業実施要綱が定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導を願いたい。

以上、命により通知する。

加工施設再編等緊急対策事業実施要綱

制 定 平成28年 1 月20日付け27生産第2397号

最終改正 令和 3 年 3 月22日付け 2 政統第2293号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

第 1 趣 旨

令和 2 年12月 8 日付けで改訂された「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づき、農畜産物の流通に必須となる加工施設について、その再編合理化を通じたコスト縮減や、その機能高度化等を通じたニーズの高い加工品への転換等を支援することにより、農業の国際競争力強化を図る取組を支援する。

第 2 事業内容、事業実施主体等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表のとおりとする。

第 3 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和 4 年 3 月31日までとする。

第 4 成果目標

本事業の成果目標は、農林水産省生産局長及び農林水産省政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

第 5 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成等

- （1）事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表の 1、2 及び 4 に掲げる事業にあつては農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）、別表の 3 に掲げる事業にあつては地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、事業の範囲が複数の都道府県にわたり、管轄する地方農政局等が複数ある場合においては、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、関係する都道府県を管轄する地方農政局長等に当該事業実施計画の写しを送付するものとする。

- （2）事業実施計画の重要な変更のうち生産局長等が別に定めるものについては、（1）に準じて行うものとする。

2 地方農政局長等による事業実施計画の承認等

地方農政局長等は、生産局長等が別に定める場合を除き、次により事業実施計画の承認等を行うものとする。

- (1) 本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合には、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を、生産局長等が別に定める選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、公募により新たな事業実施主体を採択する場合は、事業実施主体から提出された事業実施計画等の内容を確認した上で、当該事業の成果目標が妥当であるか等について、審査委員会に諮るものとする。
- (3) 生産局長等は、必要に応じて審査委員会を開催し、関係する地方農政局長等にその審査結果を通知するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3) による審査委員会の審査結果に基づき、事業実施計画を承認するものとする。

ただし、複数年度にわたって本事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の承認に当たっては、初年度を除き、審査委員会の審査を要しないものとする。

3 事業の着手・着工

本事業の着手・着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じ、本事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ないと認められる場合には、補助金の交付決定前に本事業の着手・着工が行えるものとする。

この場合において、事業実施主体は、補助金の交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失については、自己の責めに帰することを了知した上で、本事業の着手・着工を行うものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

第7 事業の評価

事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、本事業の実施結果を評価し、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 推進指導等

1 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、加工施設の管理者の自主性及び創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県及び市町村と密接な連携を図りつつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、本事業の実施手続及び実施状況について、生産局長等が別に定めるところにより本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。

第9 国と都道府県との情報共有

地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、事業実施計画等に関係する都道府県との間で管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合には、この限りでない。

第10 事業費の低減等

1 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

2 費用対効果分析

本事業による施設及び設備の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である施設及び設備の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならない。

- 3 2の費用対効果分析は、生産局長等が別に定める場合を除き、「強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」（平成31年4月1日付け30生産第2221号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用して定量的に分析を行い、本事業による施設及び設備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるものとする。

第11 国の助成措置

1 関連する施策との連携

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、生産局長等が別に定める関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

2 労働安全の確保

事業実施主体は、作業従事者及び受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

第12 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置その他の必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。

第13 委任

本事業の実施に関し必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

この要綱は、平成28年 1 月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年 3 月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年 3 月29日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 1 月31日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 3 月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 1 月28日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 3 月22日から施行する。

別表

事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
1 製粉工場等再編合理化事業 (1) 製粉工場等の合理化 ① 製粉工場等の廃棄・撤去 ② 契約済麦の引取円滑化 (2) 製粉工場等の体質強化 (3) 製粉工場等の多角化	事業内容欄の1に掲げる事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 製粉企業 (2) 精麦企業 (3) 麦茶製造企業	事業内容欄の1に掲げる事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 取組の内容が第4の成果目標に沿っていること。 (2) 取組の内容が当該事業の趣旨に合致したものであること。 (3) 整備対象である施設及び設備が第4の成果目標の達成に直結するものであること。 (4) 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等に鑑みて適正であること。 (5) その他政策統括官が別に定める要件を満たしていること。	定額、1／2以内 ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、別に定める額とする。
2 精製糖工場等再編合理化事業 (1) 製造施設の合理化 (2) 製造施設の高度化	事業内容欄の2に掲げる事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 精製糖企業 (2) 化工でん粉製造企業 (3) 糖化製品製造企業	事業内容欄の2に掲げる事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 取組の内容が第4の成果目標に沿っていること。 (2) 取組の内容が当該事業の趣旨に合致したものであること。 (3) 整備対象である施設及び設備が第4の成果目標の達成に直結するものであること。	1／2以内 ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、別に定める額とする。
3 乳業工場機能強化事業 (1) 製造ラインの転換	事業内容欄の3に掲げる事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 農業協同組合 (2) 農業協同組合連合会	事業内容欄の3に掲げる事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 取組の内容が第4の成果目	1／2以内 ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、別に定める額

	(3) 乳製品製造を行う食品事業者	標に沿っていること。 (2) 整備対象である施設及び設備が第4の成果目標の達成に直結するものであること。 (3) 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等に鑑みて適正であること。 (4) その他生産局長が別に定める要件を満たしていること。	とする。
4 ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業 (1) 国産いもでん粉（国内産のばれいしょでん粉及びかんしょでん粉をいう。以下同じ。）工場の合理化 (2) 国産いもでん粉工場の体質強化	事業内容欄の4に掲げる事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 市町村 (2) 農業協同組合連合会 (3) 農業協同組合 (4) ばれいしょでん粉製造企業 (5) かんしょでん粉製造企業 (6) 廃棄施設協議会	事業内容欄の4に掲げる事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 取組の内容が第4の成果目標に沿っていること。 (2) 取組の内容が当該事業の趣旨に合致したものであること。 (3) 整備を予定している施設及び設備が、第4の成果目標の達成に直結するものであること。 (4) 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等に鑑みて適正であること。 (5) その他政策統括官が別に定める要件を満たしていること。	1／2以内 ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、別に定める額とする。